

2017年4月28日

審査請求書

東京都知事 殿

審査請求人

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

理事長 三木 由希子

1 審査請求人の住所、名称、代表者

住 所 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403

名 称 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

代表者 理事長 三木 由希子

2 審査請求に係る処分

東京都知事の2017年4月19日付「非開示決定通知書」(29総総文第130号)

3 前項の処分があったことを知った年月日

2017年4月20日

4 審査請求の趣旨

前2項記載の処分の取り消すとの決定を求める。

5 審査請求の理由

(1) 審査請求人は、2017年4月5日付けで、処分庁に対し情報公開条例に基づき「2016年9月1日～2017年4月4日までの間に情報公開について情報公開・個人情報保護審議会の会議以外で「有識者」から意見を聞いた日、方法、内容のわかるものと提示した資料」の開示を請求した。

(2) 処分庁は、2017年4月19日付で、「東京都公文書の管理に関する条例(案)」を非開示とする決定を行った。

(3) 本審査請求で争う処分(以下、本件処分)の理由として、以下の記載があった。

「東京都公文書の管理に関する条例（案）」については、審議、検討中の情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第5号に該当する。

(4) これは、以下のことから本件処分は妥当ではない。

「東京都公文書の管理に関する条例（案）」概要は公表され、パブリックコメントが実施された。通常、パブリックコメントを実施する際は条例案を示し、それに対する意見を求めるものであるが、処分庁は概要という実質的な条例としての効果が不明なものを公表し、それに対する意見募集をパブリックコメントと称していた。

少なくとも、「パブリックコメント」を実施すると判断した以上は、途中段階の条例案を公開する程度の準備はされていたというべきである。

また、本件条例第7条第5号は、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」「不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ」を理由とする非開示を規定しているが、いずれも「不当に」という要件が付けられている。少なくとも、非開示にすることによる利益を開示することによる公益を比較衡量し、条例案を公開することの何が不当な審議検討過程への支障となるかが明らかでなければならぬ。本件で検討すると、条例案を公開することは、パブリックコメントを実施する上で、実質的な条例としての規定の効果が不明な程度しか記述のない公文書管理条例案概要を補完し、意見を述べようとする都民に十分な情報を与え、建設的な意見を都民が述べるうえで不可欠であり、建設的な意見が述べられることは、公文書管理条例の制定過程の正統性を確保する上で極めて重要であり、条例案を非開示としきわめて矮小化されているであろう組織内部的な利益を確保する程度に対して明らかに上回る公益性がある。

すでにパブリックコメントとしての意見募集が終了している今となつては、失われた公益性は回復の余地はなく、条例の制定過程の正統性が著しく損なわれており、本件処分を行った処分庁は条例の誤った運用により、公益を損なったものであり明らかに違法である。

(5) 以上のとおり、本件処分は情報公開条例の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本審査請求を行った。

6 処分庁の教示

「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

以上